

親子会社の責任論に関する一考察（1）

——CERCLA と法人格否認の法理——

今 川 嘉 文

～目 次～

はじめに

- I CERCLA の特色と汚染浄化責任
- II 米国の法人格否認の法理の適用基準
- III BestFoods 事件の概要と最高裁判決
- IV CERCLA と親子会社間の責任（以上 本号）
- V 日本の環境法の特色と汚染浄化責任
- VI 日本の法人格否認の法理の適用基準
- VII 親子会社の責任論に関する考察

おわりに

は じ め に

本稿の目的は、「子会社による環境汚染行為に対し、親会社は汚染浄化および有害物質の除去責任またはその費用を負担しなければならないのか」という問題をテーマとして、親子会社間の責任を論ずるものである。

企業の不適切な廃棄物処理または化学事故による環境汚染が、広く地域住民の健康衛生、および農作物の生産をはじめとする地域経済に与える影響は多大である。わが国の環境法37条は「原因者負担の原則」を採用し、環境破壊の防止および汚染された環境の復元などに要する費用負担を、環境汚染の原因者（事業者）に課している。しかし、同法は環境

汚染の浄化費用および第三者に対する被害補償をするために十分な支払能力を原因者が有していない場合、当該原因者の親会社が、原因者たる子会社に代わり、これら費用を負担すべきかについて明確ではない。

他方、米国では企業が現在または過去に行った環境汚染に対処するため、「包括的環境対処・補償・責任法（CERCLA）」が制定され、連邦政府（連邦環境保護庁；EPA）が自ら汚染施設（土地）を浄化するための巨額の基金（スーパーファンド）を有している。CERCLAに基づく環境汚染の浄化除去は、①行政側が行い、責任当事者から当該費用を徴収する方法、または、②責任当事者が連邦政府（EPA）または連邦裁判所の命令により行う方法が取られている。⁽¹⁾

CERCLAに関する近年の判例を概観すれば、連邦裁判所は汚染施設（土地）の浄化および有害物質の除去のために、①CERCLAが規定する施設（土地）の所有者または操業者などの責任当事者の意味を広く解釈して、汚染行為を行った子会社の親会社に、浄化除去費用に係る直接責任を課す、または、②「法人格否認の法理」を適用して、派生的責任（間接責任）として、子会社による環境汚染に対する浄化費用負担を親会社に課している。

とりわけ、BestFoods判決において連邦最高裁判所は、法人格否認の法理を極めて緩やかに適用して、親子会社間の法人格の分離独立性を否認して、親会社に浄化費用負担を命じている。その結果、CERCLAにおける問題が、州会社法の領域に多大の影響を及ぼし、個別の法人格が親子会社という関係においては、責任制限の砦となるものではなくなりつつある。⁽²⁾

親会社が子会社を設ける理由の一つとして、親会社の事業経営に伴うリスクを分散または回避することにある。本来、親会社は子会社とは異なる法人格を有する独立した法主体であることから、子会社の事業活動から生じた債務に関し、責任制限の原則に基づき、親会社は必ずしも責任を負う必要はない。そのため、親会社は多大のリスクが伴う新規事業

親子会社の責任論に関する一考察（1）

領域に進出する場合、または親会社が立案をした政策をより機動的に事業化する場合などには、既存の子会社または新規設立した子会社に、これら事業活動を子会社に行わせることが少なくない。

当該状況下において、親会社が子会社を支配し、その経営に直接に介入および指示を出しながら、子会社の行為から生じた様々な責任を回避できるのであれば、もし子会社の債権者をはじめ、利害関係者に多大の損害を被らせたとしても、親会社はその責任を負うことにはならない。

しかし、子会社の支配者として、親会社の権利濫用は許されるのか。すなわち、親会社イコール子会社が成立する場合、子会社の行為が第三者に損害を被らせたのであれば、親会社はその責任を負うことにならないのか。

わが国の判例は、「法人格否認の法理」に基づき、別個の法人格者であるが、「一定事由」が存在する場合、その両者を分かつ法人格の壁を取り除いて、両者を一体化することにより、子会社の行為に係る責任を、親会社に負わすことを可能とする。

法人格否認の法理とは、①会社の法人格が法律の適用を回避するために濫用される場合、②会社の法人格を不公正・不適切な目的のために使用する場合、または、③会社の法人格が全くの形骸にすぎない場合、問題となっている事実について法人の形式的独立性を認めずに、その背後にある実体に即した法律的取扱いをすることである。

例えば、親会社が子会社を支配して不公正または不適切な行為をさせている場合、親子会社間の法人格の分離独立性を否認して、子会社の行為について親会社の責任を問うことができる。

法人格否認の法理が必要とされるのは、会社が独立の法人であることを形式的に貫くことが、かえって正義・衡平に反し、相手方の利益が害されるおそれがあるからである。⁽³⁾しかし、法人格否認の法理を緩やかに適用して、子会社による事業活動の失敗を、親会社に直ちに負担させることにするならば、企業の事業活動を萎縮させ、経済が沈滞化する可能

性も否定できない。⁽⁴⁾ それ故、法人格否認の法理の適用は慎重でなければならない。

法人格否認の法理は、17世紀に英国において衡平法裁判所の判決にみられ、米国の判例法の下で発達した。わが国においても、法人格否認の法理は昭和20年代半ばより学説としてその導入が提唱されたが、学説の大勢はその導入には否定的であった。その後、昭和44年2月27日の最高裁判決が法人格否認の法理を採用するに至り、裁判実務に多大の影響を及ぼすこととなった。

法人格否認法理の実体法上の根拠としては、わが国では民法1条3項の「権利濫用」の禁止規定の類推適用によるとされるが、制度として確立したものであっても、形式的にそれを貫くことが正義・衡平に反するときは修正が必要とされる。⁽⁵⁾ 今日でも、学説および判例において、同法理が適用される「一定事由」の解釈、適用範囲および条文上の根拠などに関し、必ずしも見解が一致しているわけではない。

しかし、本稿の目的は単に「法人格否認の法理」を詳細に検討することではない。バブル期以降の景気低迷状況を克服し、わが国企業の機動的な経営環境の整備が求められているなか、純粹持株会社の設立が解禁された。純粹持株会社とは、「株式を所有することにより、国内の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社」である。投資目的および企業間で株式を持ち合うことを目的とするのではなく、他社の事業活動を支配するために、株式を保有し、自らは主たる事業活動を行うことのない会社のことを指す。

そのため、純粹持株会社の解禁および会社分割制度を含む、親子会社法制の改正にともない、政策立案および管理監督を行う親会社である持株会社と実際に事業活動を行う子会社との責任問題が今後、ますます重要なとなる。

本稿の構成は、第一に CERCLA の特徴を紹介し、第二に米国における法人格否認の法理の適用基準を分析する。第三に BestFoods 判決を概観

親子会社の責任論に関する一考察（1）

したうえで、第四に CERCLA と親子会社間の責任論について検討する。そして、第五にわが国の環境法と法人格否認の法理を考察し、環境法と会社法が交錯する「子会社の環境汚染行為と親会社の責任」をテーマとして、支配者概念およびその責任論を再考する。

- (1) Chapman, *Patent Corporation Liability Under CERCLA*, 14 J. Land Use & Envtl. L. 307 (1999).
- (2) United States v. BestFoods, 118 S. Ct. 1876 (1998).
- (3) 井上和彦『法人格否認の法理』(千倉書房, 1984年) 92頁, 龍田 節「法人格の否認」ジュリスト基本判例シリーズ3(商法の判例第二版) 5-6頁, 最判昭和44年2月27日判例時報 551号81頁。
- (4) HENN, HANDBOOK OF LAW OF CORPORATION AND OTHER BUSINESS ENTERPRISES 2ed, (West, 1978), at 252; HAMILTON, THE LAW OF CORPORATION (West, 1998), at 101.
- (5) 龍田 節『会社法(第七版)』(有斐閣, 2000年) 53-54頁。

I CERCLA の特色と汚染浄化責任

1 CERCLA の目的

(1) 従来の環境法の問題点

米国では、有害物質による汚染の浄化および過去の行為により引き起こされた環境汚染に対処するため、1980年12月11日に、「包括的環境対処・補償・責任法(Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act of 1980; CERCLA)」が制定された。CERCLA はスーパーファンド法とも呼ばれており、当該名称は連邦政府が自ら汚染施設(土地)を浄化するための巨額の有害物質信託基金(スーパーファンド)を有することに由来している。

米国の多くの環境法が現在の環境汚染行為を規制するものであるのに対し、CERCLA は現在だけでなく、過去の行為により引き起こされた環境汚染の浄化を目的としている。当該目的をより現実化するため、1986年10月17日に、CERCLA を大幅に改正したスーパーファンド法修正お

より再授權法 (Superfund Amendments and Reauthorization Act; SARA) が制定された。同法により、環境汚染浄化を目的とした有害物質信託基金 (Hazardous Substances Trust Fund) が従前の16億ドルから、⁽¹⁾ 85億ドルに増額された。

米国の環境法としては、CERCLA・SARA 以外に、連邦農薬法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、毒性物質規制法、資源保護回復法 (Resource Conservation and Recovery Act; RCRA) がある。

とりわけ、1976年に制定された「RCRA」は、有害廃棄物の処分に関する深刻な問題が表面化してきたことに対処するものであった。RCRA の制定以前には、15,000万トン以上の有害廃棄物が、約14,000の事業者により廃棄され、⁽²⁾ 約90%が不適切に処分されていた。これら有害廃棄物に含有される毒性化学物質が地下水に浸透し、公共飲料水を汚染していた。

そこで、RCRA 3002条は、有害廃棄物の発生者に対し、当該廃棄物に関する記録作成およびその保存、連邦環境保護庁 (Environmental Protection Agency; EPA) に対する報告などを規定する。また、同法3002(5)条は、有害廃棄物の発生者に対し、当該廃棄物を EPA が許可した施設で処理されることを保証するシステムの構築を求めている。そして、同法3004条は、有害廃棄物の発生者に対し、有害廃棄物の貯蔵および処理に係るシステム、その記録作成・保存を規定するとともに、多種類の廃棄物を継続的に投棄することを禁止している。

さらに、RCRA 7002条は、過去または現在の有害廃棄物の処置に関し、重大な危険を生じさせた者に対し、民事責任を課している。7002条に基づき訴えを提起した原告は、現在の状況が環境または人体を害する危険性を有していることを立証すれば足りる。⁽³⁾

しかし、米国の環境法は、CERCLA・SARA を除き、過去に発生した汚染行為に対処できるものではなかった。すなわち、過去において有害廃棄物の発生者が投棄したことによる土壤汚染の浄化措置に対し、以下のような困難を伴っていた。⁽⁴⁾

親子会社の責任論に関する一考察（1）

- ① EPA が土壤汚染の浄化を発生者に命令する明白な法的権限を欠いていたこと，
- ② 土壤汚染を原因とする緊急な危険状況下においても，EPA はそれを自ら浄化する基金を有していなかったこと，
- ③ EPA は汚染された土壤の指定，汚染浄化の優先順位づけ，汚染浄化の決定を行うことができなかつたこと，である。

RCRA は数回の改正を経て，漏出地下タンク信託基金を創設するとともに，EPA に対し，広範な調査権限，義務違反者に法令遵守命令を発する権限並びに民事罰および刑事罰を課す権限を付与している。⁽⁵⁾しかし，有害物質の投棄を原因とする広範な土壤汚染および有害物質を垂れ流す施設の当事者に対し，十分な規制および浄化責任を負わせることはできなかつた。

（2） CERCLA の特徴

それに対し，CERCLA は環境汚染の浄化をより現実化かつ徹底するため，以下の特徴を有している。⁽⁶⁾

- ① CERCLA により，情報収集・分析システムが確立し，汚染土地の指定，浄化優先順位および浄化の決定を行えるようにしたこと，
- ② 責任当事者を明確にし，EPA が命令または訴訟により，現在または過去の汚染当事者に，汚染浄化を実行させる権限を有したこと，
- ③ EPA 自らが浄化を実行するための多大の基金を保持し，その費用は責任当事者に請求できること，である。

第一の特徴に関連して，CERCLA 103 条は，有害廃棄物の貯蔵，処理または処分を行う場所の所有者または操業者に対し，検出される有害物質の質および種類並びに有害物質が漏洩または放出の事実またはその可能性を，EPA に通知することを義務づけている。

第二の特徴に関連して，CERCLA 104 条は，大統領に対し，連邦緊急事態対応計画（NCP）に従い，有害物質の除去および原状回復を決定す

る権限を付与している。有害物質の除去は短期的緊急対策であり、原状回復は長期的解決を目指すものである。また、同法106条は司法長官に、有害物質の漏洩または放出により、急迫かつ重大な危険が生じた場合、差止命令を発する権限を付与している。そして、同法107条は浄化責任者を列挙するとともに、連邦政府または州政府が負担した原状回復費用、必要な対策費、有害物質の漏洩または放出による天然資源に対する損害に係る責任を課している。

第三の特徴に関連して、CERCLA を改正した SARA により、環境汚染浄化のための有害物質信託基金を85億ドルに増額した。85億ドルの内訳は、27億5,000万ドルは石油税、25億ドルは年200万ドル以上の企業に対する特別税、14億ドルは化学原料税、12億5,000万ドルは一般歳入、3億ドルは信託基金の利息、残りの3億ドルは浄化の責任当事者から徴収⁽⁷⁾した汚染浄化費用である。

2 環境汚染の規制対象

CERCLA が規制し、浄化責任を課すのは、有害物質および汚染物質の環境への放出または放出のおそれがあり、公衆の健康、福祉および環境に悪影響を与える場合である。その対象は、民間施設だけでなく、非営利機関の施設、政府施設および軍事施設にも及ぶ。

RCRA では、①規制対象が廃棄物に限定され、②廃棄物に有害な属性を含み、③有害性が一定基準を超えていなければ、是正措置は発動しない。他方、CERCLA の規制対象である有害物質は廃棄物に限定されておらず、有害性の程度も問題とされない。

CERCLA は前述したように、過去における有害物質の放出だけでなく、現在または将来における有害物質の放出のおそれをも規制対象としている。しかし、現在または将来における有害物質の放出に関しては、既に過去において有害物質の放出行為があり、その危険が顕在化することを防止することにある。例えば、過去に有害物質が地下に廃棄され、

親子会社の責任論に関する一考察（1）

当該有害物質が放出する可能性が大きい事例である。それ故、CERCLAは、主として過去における有害物質の放出行為に対する浄化責任に特徴⁽⁸⁾づけることができる。

CERCLA の浄化対象は、土壤汚染および地下水汚染だけでなく、地表水汚染および大気汚染も含有している。大気汚染の浄化に関しては、汚染した大気を直接に浄化できないので、人体に悪影響を及ぼす物質が大気中に浮遊しないために、その発生源となる土地または建築物を浄化す⁽⁹⁾ることになる。

3 浄化の責任当事者

(1) 潜在的責任当事者

CERCLAに基づく環境汚染の除去および浄化は、第一の方法として、連邦政府（EPA）と州政府との間で協定を結び、州政府が実質的に行う。そして、責任当事者から環境汚染の除去および浄化に係る費用を徴収する。

第二の方法として、浄化の責任当事者が、連邦政府（EPA）または連邦裁判所の命令により、自ら環境汚染の除去および浄化を行う、という⁽¹⁰⁾2種類である。

そこで、CERCLA 107 条 a 項は汚染除去および浄化義務を負う者を、潜在的責任当事者（Potential Responsible Parties; PRPs）として、以下のように4分類している。

- ① 汚染施設（facility）の現在の所有者または操業者（operator），
- ② 有害物質が施設から排出された時期における、当該施設の所有者または操業者，
- ③ 当該施設に運び込まれた有害物質の発生者（generator），
- ④ 当該施設に有害物質を運んだ運送業者，である。

CERCLA 101 条によれば、施設（facility）とは建物だけでなく、廃棄物の排出投棄場所、貯蔵用コンテナ、有害物質を排出した土地または池

なども含む。有害物質の発生者、運送業者、汚染施設（土地）の所有者、⁽¹¹⁾操業者は、連帶して浄化責任を負うことになる。また、問題となつた汚染施設（土地）を賃借して利用している者（会社）であつても、操業者に該当する。

CERCLA 107条a項が規定する責任当事者として、有害廃棄物の排出者だけではなく、有害物質の発生者および施設に有害物質を運んだ運送業者を加えているのは、廃棄物処理施設の過去または現在の所有者または操業者が、汚染除去および浄化に必要な資金を有していないこともある⁽¹²⁾からである。

そこで、連邦政府（EPA）は、①発生者の有害物質が過去の一定の時期に、問題となつた施設に輸送されたこと、②発生者の有害物質または類似する有害物質が、当該施設（場所）に存在すること、③当該施設（場所）の有害物質が漏出またはそのおそれがあること、④有害物質の漏出またはそのおそれにより、経済的負担が生じることを立証すれば、潜在的責任当事者（PRPs）に対し、環境汚染の除去および浄化に係る責任を負わせることができる。

（2）責任当事者の拡大

CERCLA 107条a項が規定する汚染除去および浄化義務を負う潜在的責任当事者以外に、判例上、以下の者に対しても、CERCLAに基づく浄化当事者としての責任が問題となってきた。

- ① 汚染施設の経営者または従業員であり、有害物質の処分行為に権限を有している場合、または有害物質の廃棄に最終的責任を有している場合、施設操業者としての責任が問われる。
- ② 汚染施設を所有する会社の株主が、当該汚染会社の活動を支配している場合、実質的な操業者としての責任が問われる。
- ③ 汚染された土地を購入前に、有害物質の有無に関する十分な調査を行い、当該物件に関し、汚染物質があつたということを知ること

親子会社の責任論に関する一考察（1）

ができずに購入したのでなければ、「善意の購入者」として、浄化責任を免れることはできない。

- ④ M&A により、有害物質の汚染施設または会社を買収した会社は、被買収会社による環境汚染に対する浄化に係る費用負担者となる可能性がある。それを免れるためには、環境監査の有無が問題となる。
- ⑤ 子会社の環境汚染行為または有害廃棄物の処分に、親会社が日常的に関与し、子会社を支配している場合、親会社の責任が問われる。その場合、法人格否認の法理が問題となる。後述する Bestfoods 判決は親会社の責任が問題となった事例である。

（3）負担費用の算定

CERCLA 107 条 a 項は、潜在的責任当事者 (PRPs) に対し、以下の費用を請求できると規定している。すなわち、

- ① 連邦政府および州政府が負担した、有害物質の除去および原状回復に係る費用、
- ② その他の者が負担した、環境汚染の対策のための費用、
- ③ 自然資源の損傷、破壊または喪失による損害、および当該損傷、破壊または喪失を調査するための合理的な費用、である。

これまで、実際に汚染浄化および除去作業を行う業者に支払う費用の範囲、執行費用およびそれに係る利息について、潜在的責任当事者に請求が可能であるかが問題となっていた。

CERCLA を改正した SARA は、事実上、全ての汚染浄化および除去作業に伴う全費用を含むことにまで拡大した。例えば、環境汚染行為を原因とする、人体の健康調査および健康に対する影響調査に係る費用は、⁽¹⁴⁾ 潜在的責任当事者に請求が可能である。

4 CERCLA の遡及効

CERCLA は過去の汚染行為に対する浄化責任を問題としているため、

同法が立法化された以前の汚染行為に対しても、CERCLA の効力は及ぶ。そのため、CERCLA の制定以前には合法であった方法による施設の廃物処理行為であっても、当該処理に伴う環境汚染が生じた場合、同法107条a項に規定された責任当事者は、浄化費用を負担しなければならない可能性がある。

広範な汚染浄化をより現実化させる点において、遡及効は多大の意義を有している。しかし、CERCLA が過去の行為にまで、その効力が及ぶのかという問題に関し、多数の裁判において争われた。

例えば、South Carolina Recycling 事件において、被告は CERCLA の成立以前の行為に対し、同法を遡って適用することは、憲法違反であると主張した。それに対し、連邦地裁は、「浄化責任が生ずる前に、その原因となる有害物質の漏出がなされ、またはその恐れが起こることになる。CERCLA は環境汚染の浄化による原状回復を目的としていることから、被告の過去の行為から生じた現在および将来の効果に対する責任⁽¹⁵⁾を負わせることができる」と判示した。

その後、Shore Realty 判決において第二巡回区控訴裁判所、および⁽¹⁶⁾ Northeastern Pharmaceutical & Chemical 判決において第八巡回区控訴裁判所は、「連邦政府 (EPA) は、CERCLA の施行以前に連邦政府が負担した浄化費用を、遡及的に責任当事者から徴収できる」と判示している。⁽¹⁷⁾

CERCLA の遡及効が認められてきたのは、それほど米国において、有害廃棄物による土壤汚染が深刻化しているといえる。

5 免責規定と環境監査

(1) 善意の購入者の抗弁

CERCLA 107条b項により、有害物質の漏出またはそのおそれが、全く無関係の者または出来事により引き起こされた場合、すなわち、戦争、天変地異、第三者の作為または不作為による場合にのみ、前述した浄化

親子会社の責任論に関する一考察（1）

責任者は負担を免れる。1986年10月に、CERCLA を改正した SARA は、これら 3 種類の免責規定の加え、善意の購入者の抗弁 (innocent purchaser defense) を追加した。

善意の購入者の抗弁が規定されたのは、Maryland Bank & Trust 社事件が契機となった。本件では、被告 Maryland Bank & Trust 社が土地を担保として、33万5,000 ドルの融資を行った。借り手側が返済不可能となったため、被告銀行は抵当権を行使した。被告銀行が当該土地に関する権利を取得した後、連邦政府および州政府は、CERCLA に基づき、当該土地が汚染浄化場所であると認定した。その結果、連邦地裁は被告銀行に対し汚染浄化対策費として、⁽¹⁸⁾ 55万ドル以上の負担を命じた。

しかし、Maryland Bank & Trust 判決に対する批判が予想以上に強く、⁽¹⁹⁾ 連邦議会は CERCLA の改正法である SARA に「善意の購入者の抗弁」を認めるに至った。そこで、善意の購入者として抗弁をするためには、以下のことを立証しなければならない。すなわち、

①土地を購入する前に、以前の所有権に関する全調査を行い、②有害物質の有無に関する十分な調査を行い、③第三者の作為または不作為に対し注意を払い、④購入対象の土地に有害物質が含まれていたことを、相当の理由をもっても知ることができなかつたこと、である。

（2）環境監査

善意の購入者として、CERCLA の浄化責任を免れるためには、環境監査 (environmental audit) が必要となる。環境監査は、環境監査専門会社および環境コンサルタントといった外部専門家に依頼することになる。社内部による環境監査と異なり、外部専門家による環境監査はデータの中立性および信憑性が高まり、環境監査専門家が発行をする環境調査表（環境監査証明書）は施設（土地）の売買契約に影響を与え、交渉を円滑に進めることができる。また、環境調査表は訴訟時における有力な証拠となる。

このように、環境監査を行うことにより、①汚染の有無、程度および規模、②浄化責任が問題となる可能性、③予想される浄化費用などの情報を得ることができる。その結果、買い手側が購入対象としている施設（土地）は売買契約の締結をしない、または売買契約をする前に、売り手側に汚染浄化を実施させたり、浄化費用を勘案した契約代金とするなど、有利に交渉をすすめることができる。

他方、売り手側にとり、売却予定の施設（土地）が譲渡される時点で、汚染されていないことを示す証拠として、環境監査を受けておくことは有益である。何故ならば、譲渡後、当該施設（土地）が汚染されていることが判明した場合であっても、環境調査表（環境監査証明書）は浄化責任を免れるための証拠となるからである。⁽²⁰⁾

環境監査は、第一段階として、CERCLA に基づくデータベース、RCRA が義務づけている有害廃棄物行為の通知、EPA の環境汚染報告書などの公開情報を入手する。第二段階として、施設（土地）が汚染されている疑いがある場合、汚染現場に関する詳細な調査を行う。第三段階として、施設（土地）汚染の可能性が高い程度である場合、売買交渉を取り止めるか、浄化費用の負担に関する問題のため、より徹底的な調査を行う。

しかし、施設（土地）の購入時点において汚染の兆候がみられない場合、環境監査専門会社に依頼をして、多大の費用をかけて、詳細かつ徹底的な環境監査を行う企業は少ない。その結果、善意の購入者の抗弁により、汚染浄化責任を完全に免れた事例は極めて少ない。⁽²¹⁾

(1) BERGKAMP, LIABILITY AND ENVIRONMENT: PRIVATE AND PUBLIC LAW ASPECTS OF CIVIL LIABILITY FOR ENVIRONMENTAL HARM IN AN INTERNATIONAL CONTEXT (Kluwer Law International, 2001), at 15-20.

(2) ROGER & FABER, CASES AND MATERIALS ON ENVIRONMENTAL LAW, 5th ed. (West, 1999), at 264-272.

(3) FERREY, ENVIRONMENTAL LAW: EXAMPLES & EXPLANATIONS,

親子会社の責任論に関する一考察(1)

- 2th ed. (Aspen Law & Business, 2001), at 120-125.
- (4) 東京海上火災保険株式会社編『環境リスクと環境法～米国編～』(有斐閣, 1992年) 155頁。
- (5) FERREY, *supra* note 3, at 128.
- (6) フィンドレー＝ファーバー『アメリカ環境法』(木澤社, 1999年) 123-125頁。
- (7) フィンドレー＝ファーバー・前掲注(6)125頁。
- (8) 東京海上火災保険株式会社編・前掲注(4)156頁。
- (9) MILLER & JOHNSTON, HAZARDOUS WASTE DISPOSAL AND REMEDIATION (West, 1996), at 124-150.
- (10) フィンドレー＝ファーバー・前掲注(6)125頁。
- (11) United States v. Chem-Dyne Corp., 572 F. Supp. 802 (1983).
- (12) 東京海上火災保険株式会社編・前掲注(4)157頁。
- (13) フィンドレー＝ファーバー・前掲注(6)127頁。
- (14) フィンドレー＝ファーバー・前掲注(6)133-134頁。
- (15) United States v. South Carolina Recycling & Disposal, Inc., 653 F. Supp. 984 (1984).
- (16) United States v. Shore Realty Corp., 759 F. 2d 1032 (2d Cir. 1985).
- (17) United States v. Northeastern Pharmaceutical & Chemical Co., Inc., 810 F. 2d 726 (8th Cir. 1986), *cert. denied*, 108 S. Ct. 146 (1987).
- (18) United States v. Maryland Bank & Trust Co., 632 F. Supp. 573 (1986).
- (19) フィンドレー＝ファーバー・前掲注(6)131頁。
- (20) 東京海上火災保険株式会社編・前掲注(4)203-214頁。
- (21) 東京海上火災保険株式会社編・前掲注(4)162頁。

II 米国の法人格否認の法理の適用基準

(1) CERCLA と法人格否認の法理

CERCLA の立法経緯は、議会の意図を実現するためには、子会社の環境汚染行為に対し、親会社に責任を負わせることを否定していない。CERCLA に関する近年の判例を概観すれば、連邦裁判所は有害物質が過去に放出されたことにより、健康を損なう危険に遭遇している地域住民の福祉および衛生を確保し、汚染施設（土地）の浄化および有害物質

の除去のために、①CERCLA が規定する施設（土地）の所有者または操業者などの潜在的責任当事者の意味を広く解釈して、環境汚染行為を行った子会社の親会社に、浄化除去費用に係る直接責任を課す、または、②「法人格否認の法理」を適用して、派生的責任（間接責任）として、⁽¹⁾子会社による環境汚染の浄化費用負担を親会社に課している。

そこで、どのような状況下において法人格否認の法理が適用されるのかが問題となる。米国において、法人格否認の法理は19世紀後半から、州会社法に関する判例により認められ確立されたが、明文化には至っていない。⁽²⁾ 法人格否認の法理の定義として、よく引用される Milwaukee Refrigerator Transit 判決によれば、法人格が公共の便益を害し、違法行為をなすために、詐欺を保護するために、または犯罪を弁護するために⁽³⁾ 使用される場合には、否認される。

法人格否認の法理 (piercing corporate veil doctrine) とは、①会社の法人格が法律の適用を回避するために濫用される場合、②会社の法人格を不公正・不適切な目的のために使用する場合、または、③会社の法人格が全くの形骸にすぎない場合、問題となっている事実について法人の形式的独立性を認めずに、その背後にある実体に即した法律的取扱いをすることである。

(2) 従来の適用基準

米国において、法人格否認の法理は州会社法の判例上、発達した法理であり、会社法規範上の債権者保護であれ、契約法または不法行為上の債権者保護であれ、債権者保護の弱い部分を補う機能を有している。⁽⁴⁾ とりわけ、親子会社間の法人格の分離および独立性を否定することにより、子会社の行為に対する親会社の責任を問う場合に用いられることが多い。

しかし、法人格否認の法理は子会社の法人格を全面的に否定するものではなく、「権利濫用法理」を根拠に具体的な事例の解決を図るものといえる。すなわち、法人格否認の法理は本来、会社の法人格が実質的支配者

親子会社の責任論に関する一考察（1）

たる会社の構成員（株主）にとり、様々な責任を回避するための隠れ蓑として機能することを防止し、第三者を保護することにある。それは株主が会社（法人）であっても、同様の結論に達する。

そのため、大株主である親会社（parent）が子会社（subsidiary）との関係において、以下のような状況にある場合、子会社の債務または法令違反行為に対し、親会社が責任を負うとされる。⁽⁵⁾すなわち、

- ① 子会社にその事業遂行のための資産が極端に不足していて、会計が実質的に親会社がみており、親会社および子会社の帳簿の区別が明確ではない場合、
- ② 親会社および子会社の取締役および役員がほぼ同一人物で占められており、その意思決定が個別に行われているとはいえない場合、
- ③ 子会社が実体的に親会社の分身であり、親子関係が別個独立の状態にあるのではなく、同一の関係にある場合、
- ④ 親会社が子会社を道具として利用し、子会社およびその経営を全面的かつ積極的に支配したり、介入している場合、
- ⑤ 違法な目的のために、親会社が資産を転用したり、子会社を利用したりすることによる親会社の権力濫用が存在する場合、
- ⑥ 債権者または少数派株主を詐害するような子会社に対する支配の濫用が存在する場合、である。

本来、親会社は子会社とは異なる法人格を有する独立した法主体であることから、子会社の事業活動から生じた債務に関し、「責任制限の原則」に基づき、必ずしも責任を負う必要はない。そのため、親会社は多大のリスクが伴ったり、新規事業領域に進出する場合、子会社を設立して、これら事業活動を子会社に行わせることが少なくない。

当該状況下において、法人格否認の法理を緩やかに適用して、子会社による事業活動の失敗を、親会社に直ちに負担させることにするならば、各企業の事業活動を萎縮させ、新たな投資および雇用の機会が低下し、⁽⁶⁾経済が沈滞化する可能性がある。それ故、親会社が子会社を支配して不

公正または不適切な行為を現実化させているのでない限り、親会社には法人格を別異にする子会社の行為について責任を問われることはない。

(3) Bestfoods 判決の適用基準

Bestfoods 判決において連邦最高裁判所は、「親子会社間の分離独立した法人格が否認される場合には、親会社は汚染原因となった子会社の施設を操業したことにおいて、子会社の環境汚染行為に対し派生的責任として、CERCLA 上の汚染浄化費用を負担となければならない」と説示する。

そして、連邦最高裁判所は、CERCLA 上の浄化責任を親会社に課す根拠として、法人格否認の法理の適用を支持している。本件において、連邦最高裁判所は問題となった施設において、環境対策の意思決定に対する親会社の関わりに焦点を置いている。「子会社の施設を操業すること」を、「親会社が子会社の環境対策の意思を決定したこと」にまで拡大している。当該操業の概念により、子会社が所有する施設を親会社が操業したことに対し、親会社は責任を負うとする。

連邦裁判所は、環境汚染の浄化および有害物質の除去のため、CERCLA が規定する潜在的当事者の範囲の拡大または法人格否認の法理を緩やかに適用することにより、子会社の環境汚染に係る親会社または大株主の責任を重視している傾向にある。

例えば、法人格否認の法理を適用し、子会社による環境汚染の浄化に係る派生的責任（間接責任）を親会社に課している判例を概観すれば、①親会社が子会社の唯一の株主または発行済株式の極めて高い割合を有していること、②親会社は子会社の財務会計に全面的に関与し、一定額以上の支出および契約については親会社の承認を必要としたこと、③環境子会社と EPA との交渉は親会社を通じてなされていること、④親会社と子会社の経営陣の兼務または大半を親会社から派遣し、親会社が立案した政策を指示通りに実行させていたこと、⑤親会社は子会社の経営

親子会社の責任論に関する一考察（1）

および廃棄物処理を含む日常業務の全般に支配を及ぼしていたことを理由としている。

また、Bestfoods 事件の第一審判決において連邦地裁は、法人格否認の法理の適用基準として、①子会社が親会社の道具にすぎず、両者の間に同一の利害が存在すること、②親会社と子会社間の有限責任が不公正な行為をなすために利用されたこと、③当該不公正な行為が他者に損害を被らせたこと、という判断要素を指摘している。これは、米国における「法人格否認の法理」の従来の適用基準に極めて近いものといえる。

それに対し、Bestfoods 判決において、連邦最高裁判所は、CERCLA の浄化責任を親会社に課す根拠として法人格否認の法理の適用を支持したうえで、その基準を「子会社の問題となった施設の運営および有害廃棄物処理などの環境対策の意思決定に対する親会社の関わり」に焦点を置いている。すなわち、親会社が子会社の環境対策の意思を決定したことをもって、子会社が所有する施設を親会社が操業したことと認定し、親会社は責任を負うとする。

Bestfoods 事件では、①親会社が子会社の取締役を選び、子会社の上級役員を親会社の役員で満たしていること、②親会社の役員は、子会社の環境政策に中心的な役割を果たしたこと、③親会社は子会社の意思決定および業務を相当に支配していた、という前提事実がある。

すなわち、単に親会社が子会社に対する支配権を行使していたことだけでなく、支配権行使の具体的な内容および程度が重視されている。そして、親会社は子会社の施設の操業および廃棄物処理に係る意思決定過程において、経済的効率性の観点から、環境汚染を引き起こす危険性を知りながら、それに対する予防的処置を施す政策を取らなかったことが問題となるであろう。

Bestfoods 判決の連邦最高裁判所が示した「法人格否認の法理」の適用基準は、従来の基準を極めて緩和し、CERCLA の立法経緯において議会の意図を重視した判断を示しているといえる。

- (1) Prebble, *Corporate Law Confines To Parent Liability Under CER-CLA: United States v. Bestfoods*, 118 S. Ct. 1876 (1998), 67 U.Cin.L.Rev. 1357 (1999).
- (2) 井上和彦『法人格否認の法理』(千倉書房, 1984年) 7頁。
- (3) In re Milwaukee Refrigerator Transit Co., 142 Fed. 247 (1907).
- (4) 江頭憲二郎「法人格否認の法理の準拠法」遠藤美光=清水忠之編『企業結合法の現代的課題と展開』(商事法務, 2002年) 17頁。
- (5) BERGKAMP, LIABILITY AND ENVIRONMENT: PRIVATE AND PUBLIC LAW ASPECTS OF CIVIL LIABILITY FOR ENVIRONMENTAL HARM IN AN INTERNATIONAL CONTEXT (Kluwer Law International, 2001), at 10-15.
- (6) HENN, HANDBOOK OF LAW OF CORPORATION AND OTHER BUSINESS ENTERPRISES 2ed, (West, 1978), at 252; HAMILTON, THE LAW OF CORPORATION (West, 1998), at 101.

III BestFoods 事件の概要と最高裁判決

1 事実の概要⁽¹⁾

1957年に, Ott Chemical 社(以下, Ott I)は, Michigan 州 Muskegon で化学製品の生産を開始した。1965年に, CPC International 社(以下, CPC。その後, Bestfoods に社名変更)が Ott I を買収し, 子会社とした。CPC は買収後も, 当該子会社の社名を Ott Chemical 社とし(以下, Ott II), Ott I の社長兼筆頭株主であった Arnold Ott を, 他の旧取締役数名とともに, Ott II の取締役とした。

1959年から1968年頃の間に, Ott I および Ott II は, 毒性を含む大量の汚水および化学物質を湖に垂れ流した。また, 化学廃棄物を入れた多数のドラム缶を砂場に埋めたが, ドラム缶の腐食により土壤は汚染された。Ott I を引き継いだ Ott II は, Ott I 以上に土壤, 地表水および地下水を汚染した。

CPC は, Ott II の活動のほぼ全般に係わっていた。例えば, CPC の上級役員は Ott II の経営者として, 政策方針の決定に参加し, CPC は Ott

親子会社の責任論に関する一考察（1）

II の環境対策に指導的役割を果たしていた。Ott II が廃棄物処理に関する質問表を規制当局から受け取った場合には、CPC は、Ott II が質問表に回答をする前に CPC と相談をするか、CPC が Ott II の代わりに質問表に回答することを認めさせた。

1972年に、CPC は Ott II を、Story Chemical 社（以下、Story 社）に対し、1,060万ドルで売却した。しかし、1974年までに Story 社は深刻な財政難に陥り、Ott II 工場の不純物除去システムの利用を中止した。その結果、地下水を通じ、汚染規模は拡大した。その後、1977年に Story 社は倒産した。

Story 社の倒産直後に、ミシガン州天然資源局（以下、MDNR）は工場周辺の環境汚染の程度を調査した。その結果、「地下水をポンプで汲みだすと、地下水はルートビア（アルコール分のないコーラのような飲料）のように褐色であり、泡立った汚水の悪臭が辺りに充満した」のであった。土壌は有害物質に汚染され、紫がかっていた。化学廃棄物の入った数百本ものドラム缶が、無作為に散乱し、腐食のため、中から廃棄物が漏れていた。廃棄物の中には、猛毒ガスのタンクもあり、近くに住む住民に深刻な危険を及ぼしていた。

MDNR は環境浄化のため、Story 社の財産の購入者を探し始めた。そして、Aerojet-General 社（以下、Aerojet 社）と交渉し、Story 社の破産管財人から同社財産の譲渡に関する取決めを交わした。Aerojet 社は完全子会社 Cordova Chemical 社（以下、Cordova/Cal.）を設立し、当該財産を購入させた。Cordova/Cal. はその後、完全子会社 Cordova Chemical Company of Michigan（以下、Cordova/Mich.）を設立し、購入した施設の操業をした。1986年まで、Cordova/Mich. は、旧 Ott II 工場で化学製品の生産を行った。なお、MDNR との取決めによれば、環境汚染の改善に関する努力義務が規定されており、Cordova/Cal. は猛毒のホスゲンガスの除去に同意していた。

1981年に、連邦環境保護庁（EPA）が、当該汚染地域の浄化を監督し

た。浄化計画には、数千万ドルの費用が見積もられた。そこで、環境浄化に対する費用の幾らかを拠出させるため、EPAは、CERCLA 107条a項2号に基づき、CPC、Aerojet社、Cordova/Cal.、Cordova/Mich.およびArnold Ottを被告として訴えを提起した。

CERCLAは遡及効を有し、同法107条a項2号は「有害物質を処理するときに、当該有害物質を処理する施設を所有または操業をしたあらゆる者」に対し、訴えを提起することを認めている。とりわけ、EPAおよびMDNRは、「CPCはOtt IIの親会社としての責任を負う」と主張した。

2 下級審判決

(1) 第一審判決⁽²⁾

Michigan西部地区連邦地裁は、子会社による環境汚染行為に対し、親会社の民事責任が生ずる可能性を示唆した。すなわち、第一に、親会社は、CERCLAに基づき、同法107条a項2号の文言における「操業者(operator)」として直接責任を負う。第二に、親会社は州会社法の判例法理に基づき、法人格が否認(veil-piercing)される場合には、派生的責任(間接責任)を負う。

第一の観点に関し、親会社は、CERCLA 107条a項2号が規定する「操業者」という文言により、問題となった用地(site)を一度も所有したことがないにもかかわらず、施設を操業したことになる行為をした場合、子会社の環境汚染行為に対し、CERCLAによる浄化責任を負うことになる。連邦議会が「操業をした(operated)」という文言を追加したことは、用地を所有していた者の範囲を超えて、CERCLAの責任範囲を拡大するものである。

しかし、親会社は廃棄物が処理されていたときに、子会社の業務に参加しつつ支配権を行使することにより、子会社に影響を与えまたは権限を行使していた場合にのみ、操業者としての責任を負うものである。

親子会社の責任論に関する一考察（1）

CERCLA の「所有しましたは操業をした」という文言は、有限責任という一般原則と操業行為に責任を課す広範な原則とを適合させる、「新・妥協点 (new, middle ground)」といえる。ただし、単に投資関係を通じ、子会社と関わっているのではなく、現実に子会社の業務を操業していなければ、親会社の直接的な責任を課すことはできない。

そこで、「支配関係」が存在するかどうかを判断するためには、①子会社の取締役として親会社から多数の取締役の派遣 (representation), ②親会社による子会社の経営, ③子会社に対する親会社の日常的関与 (daily involvement), ④親会社と子会社との重複的な政策, ⑤経営, 廃棄物処理, 財務および人事政策, という要素を考慮しなければならない。

第二の観点である「法人格否認の法理」に基づく、親会社の間接責任に関し、ミシガン州においては、3段階の基準が詐欺または違反行為を防止するために用いられてきた。すなわち、①子会社が親会社の道具 (instrumentality) にすぎないこと, ②親会社と子会社間の有限責任が特に、詐欺または不正行為をなすために利用されたこと, ③当該詐欺または不正行為が原告に損害を被らせたこと, である。「子会社が親会社の分身である」と主張できるほど、同一の利害を有しているならば、子会社の独立性は否定される。

連邦地裁は、「親会社は廃棄物が処理されていたときに、子会社の業務に参加しかつ支配権を行使することにより、子会社に影響を与えまたは権限を行使していた場合に責任を負う」と説示し、CPC および Aerojet 社の直接責任を認めた。

とりわけ、CPC に関し、CPC は Ott II の取締役を選び、Ott II の上級役員を CPC の役員で満たしている。また、CPC の別の役員は、Ott II の環境政策に中心的な役割を果たした。CPC は子会社の意思決定および業務を相当に支配していたことから、操業者として直接責任を負う。

他方、Cordova/Cal. に対しては、連邦地裁は、法人格を否認 (veil-piercing) していることから、CERCLA に基づく派生的責任 (間接責任)

を負うとした。その理由として、①子会社である Cordova/Mich. は問題となった用地 (site) を所有していたこと、②Cordova/Cal. は Cordova/Mich. の唯一の株主であること、③両社の間に利害の同一性が存在していること、である。

(2) 控訴審判決⁽³⁾

第六巡回区控訴裁判所は、「親会社の直接責任を認めることができる場合でさえ、会社法上の伝統的な概念には厳格に基づかなければならない」と述べ、法人格を否認できるかを重視した。

そして、同裁判所は、「第一に、親会社が子会社に代わり、その施設を操業しているのであれば、CERCLA 107 条 a 項 2 号に基づく直接責任を負う。第二に、親会社が子会社と合弁事業の形態で、子会社とともに、その施設を操業しているのであれば、CERCLA 107 条 a 項 2 号に基づく直接責任を負う」と説示した。

第六巡回区控訴裁判所は連邦地裁が示した、「親会社が子会社を現実的に支配している場合には、親会社の直接責任が認められる」という「現実的支配による直接責任」説を否定し、「親会社の責任は、子会社に行使した支配の程度並びに子会社の施設との関わりの程度および形態に基づき決定される」と述べる。そして、「それは、法人格を否認 (veil-piercing) でき、かつ親子会社間の独立性を否定することができる水準に達していなければならない」と指摘する。

すなわち、第六巡回区控訴裁判所の見解は前述したように、「親会社の直接責任を認めることができる場合でさえ、会社法上の伝統的な概念には厳格に基づかなければならない」というものであり、法人格を否認できるかを重視した。同裁判所は、「法人格を否認できるかどうかの決定は、ミシガン州法の適用が求められる。しかし、本件における事実関係は、法人格を否認できるものではないとした」と判断した。

第六巡回区控訴裁判所は、「CPC は、Cordova/Cal. と同様、子会社に

親子会社の責任論に関する一考察（1）

対し活発な役割を果たしていたと認定されるが、CPC が行使した支配権の程度は、親会社および子会社の独立した法人格をなくすようなものではない」と指摘した。また、「一审原告は、『子会社』という形態が、詐欺または不正行為を実行するために利用されたことを立証していない」と判示し、親子会社間の法人格の分離独立性を認め、法人格否認の法理を適用しなかった。

3 連邦最高裁判決⁽⁴⁾

連邦最高裁判所は、「CERCLA に基づき、子会社が所有する施設を操業することにおいて、親会社自身の行為に責任がないとするものではない」と述べる。連邦最高裁判所の意見は二つの部分からなる。第一に、「子会社の施設の操業に活発に参加し、かつ当該操業に支配権を行った親会社は、CERCLA に基づき、直接責任を負う」。第二に、「親子会社間の法人格が否認される場合、子会社の施設を操業することにおいて、子会社の行為に対し、CERCLA に基づく派生的責任を負う」。それは「親会社は子会社の行為に責任を負わない」とする会社法上的一般原則であり、CERCLA はそれを否定するものではない。

派生的責任は「違反行為と人事・経営との関係」を通じ親会社に追求され、「親会社が違反行為に直接に参加をした」という場合とは区別される。しかし、CERCLA の適用範囲が汚染施設の所有者に責任を課すだけの問題であるならば、親会社に対する責任の分析は不要である。そこで、「操業者」の解釈が問題となる。CERCLA の「操業者」規定は、施設を操業し、汚染行為をした者は、環境浄化の費用に直接責任を負うのである。

しかし、CERCLA 107 条 a 項 2 号は「操業者」という文言を定義していない。操業者とは「施設の作業を指示し、施設を管理し、施設の業務を指導する者」である。環境汚染との関係において、定義づけるならば、操業者は「有害な廃棄物の漏出若しくは処理、または環境法規の遵守に

に関する意思決定に特に関係して、操業を管理、指示または指導していかなければならない」。

「地裁判決は、Ott II の業務全般および意思決定に関する CPC の支配が、操業者として、CPC に直接責任を負わせるに十分である」と判示したこととは間違いである。親会社に操業者として責任を課すためには、親会社が汚染施設自体を操業していなければならず、「単に子会社の業務全般に支配権を行使した」というだけではだめである。親会社は「子会社を操業」したかどうかではなく、親会社が問題となった「施設の操業」に直接的な参加をしたかどうかに焦点を当てるべきである。すなわち、連邦最高裁判所は、「CPC と問題となった施設との関係を検討すべきであった」として、地裁判決を批判した。

他方、控訴審判決に対し、「親会社が子会社に代わり施設を操業し、または親会社が子会社と合弁事業の形態で子会社とともに施設を操業しているのであれば、CERCLA に基づく直接責任を負う」と限定することは間違いである。親会社による操業の例を、独占的または合弁事業に限定するのではなく、子会社の施設に対する、親会社の行為に関する「程度および内容」を調査することが求められたとした。

親会社たる CPC の代理人は、Ott II の工場から排出される有害物質を処理することに役割を果たしているという事実を指摘したうえで、当該代理人は Ott II の従業員ではない。その行為は CPC に代わりなされたものであり、Ott II の様々な環境政策に、活発に参加しつつ支配権を行使している。当該代理人は、規制当局の調査に対する Ott II の対応に關し、指示を出している。

連邦最高裁判所は、「これら証拠は CPC に直接責任を認定するには十分ではない。しかし、CPC が取締役および役員の行為を通じて、Ott II の施設を操業したのではないか、という問題は十分に生じる」と判断した。そして、第六巡回区控訴裁判所の判断を取消し、「CPC の当該代理人および Ott II の Muskegon における施設の操業に参加したであろう、

親子会社の責任論に関する一考察（1）

その他代理人全員の役割」を再検討させるため、破棄差戻しを命じた。

- (1) United States v. BestFoods, 118 S. Ct. 1876 (1998).
- (2) In re BestFoods, 777 F. Supp. 549 (W. D. Mich. 1991).
- (3) In re BestFoods, 113 F. 3d 572 (6th Cir. 1997).
- (4) In re BestFoods, 118 S. Ct. 1876 (1998).

IV CERCLA と親子会社間の責任

1 責任負担の根拠

(1) 直接責任と派生的責任

CERCLA は「汚染者負担原則」により、潜在的責任当事者に環境汚染の浄化および有害物質の除去に係る費用を課している。潜在的責任当事者は、以下のように分類できる。①施設の現在の所有者または操業者、②有害物質が放出された時点での、当該施設の所有者または操業者、③当該施設に運び込まれた有害物質の発生者、④当該施設に有害物質を輸送した運送者、である。

連邦政府 (EPA) は、CERCLA が規定する潜在的責任当事者である所有者、操業者、発生者、運送業者に対し、州政府に委託して行わせた環境汚染の除去浄化作業、地域住民の健康調査および対策措置に必要とされた全費用を徴収する権限を有している。また、連邦政府 (EPA) または連邦裁判所はこれら責任当事者に対し、直接的に環境汚染の浄化および有害物質の除去作業を行わせることができる。

CERCLA 107 条 a 項上の責任を課すためには、①問題となった用地に施設があること、②有害物質の漏出および放出が当該施設を通じ行われていること、③被告が上記の 4 分類の一つに該当すること、④原告が汚染浄化の費用を支払っていること、⑤当該費用がこれら 4 要素に基づくものである、⁽¹⁾ という立証が必要である。

CERCLA は制定以来、責任者の範囲および責任負担の拡大の根拠について様々な批判があった。とりわけ、子会社による環境汚染行為に対

し、大株主の親会社はいかなる責任を負うのかについては、多数の訴訟により争われてきた。しかし、子会社による有害物質の漏出または放出を原因とする汚染除去および浄化責任に関し、子会社が浄化費用を拠出できない場合、親会社に当該費用を負担させる判決が下されている事例が近年、増加している。

そして、連邦裁判所は、子会社による環境汚染行為に対し、①CERCLAに基づき、親会社が環境汚染行為を現実に行ったものとみなして「直接責任」を課す、または、②州会社法上の「法人格否認の法理」に基づき、親会社が子会社の債務に対する「派生的責任(間接責任)」を課してきた。

(2) 株主に対する責任

連邦政府(EPA)は、CERCLAが規定する潜在的責任当事者である所有者、操業者、発生者、運送業者に対し、州政府に委託して行わせた環境汚染の除去浄化作業、地域住民の健康調査および対策措置に必要とされた全費用を徴収する権限を有している。また、連邦政府(EPA)または連邦裁判所はこれら責任当事者に対し、直接的に環境汚染の浄化および有害物質の除去作業を行わせることができる。

そのため、会社の経営に多大の影響を及ぼし、経営に参加している株主は潜在的責任当事者である「所有者」として、当該会社の環境汚染行為に対し、CERCLAに基づき、浄化に係る直接責任を負う可能性がある。当該株主の直接責任が問われた裁判例として、以下の事例がある。

第一に、Carolina Transformer 判決において、第四巡回区控訴裁判所は後述する「支配権限(支配能力)基準」により、「被告である二人の株主が問題となった施設の操業を支配できる者であることから、汚染浄化の費用に対する直接責任を負う」と判示した。⁽²⁾

その理由として、①株主の一人は発起人であり、19年間にわたり社長の地位にあり、4年間、取締役会議長であった、②もう一人の株主は9年間、取締役の地位にあり、3年間は社長であった、③被告株主らは会

親子会社の責任論に関する一考察（1）

社の操業を支配していることを認識していた、ことを挙げている。第四巡回区控訴裁判所は、「環境に被害を及ぼす支配権限を有していた者は、『操業者』に該当し、CERCLA 上の直接責任を負う」と指摘する。⁽³⁾

第二に、McGraw Edison 判決は、飲料水の供給源となっている地下水が、Alcas 社などの施設から廃棄された有害物質による汚染されたため、EPA が Alcas 社の49%の株式を有する Case 社に対し、CERCLA 上の直接責任を求めて訴えを提起した事例である。

New York 西部地区連邦地裁は、①Case 社は、Alcas 社に生産から廃棄物処理に関する技術者を配置させていること、②Case 社および Alcas 社の両社の役員を兼務している役員がいること、③Case 社は、Alcas 社の日常業務を詳細に監督していることを理由として、Alcas 社の大株主である Case 社を、CERCLA が規定する「所有者」と認定した。そして、Case 社に対し、有害物質の除去および浄化費用の負担を命じた。

（3）親会社責任の類型

CERCLA の立法経緯は、子会社の環境汚染行為に対し、親会社に責任を負わせることを否定していない。そして、連邦裁判所は地域住民の健康および衛生の確保並びに環境保全のため、汚染施設（土地）を浄化しかつ有害物質を除去するために、①CERCLA が規定する施設（土地）の所有者または操業者などの潜在的責任当事者（PRPs）の意味を広く解釈して、実際に汚染行為を行った子会社の親会社に直接責任を課す、または、②法人格否認の法理を緩やかに適用して、子会社の汚染行為に対し親会社に派生的責任（間接責任）を課している。⁽⁴⁾

CERCLA に係る親子会社間の責任が争点となった裁判例を概観すれば、子会社の環境汚染行為に対して親会社に直接責任を課すことが困難と判断された場合、法人格否認の法理に基づき、親会社に派生的責任を課している事例が多い。

子会社の環境汚染行為に対し、親会社に責任が課せられるのかどうか

については、巡回区控訴裁判所の見解は分かれていた。

その理由は、①CERCLA に基づき親会社に直接責任を課すことに関し、問題となった汚染施設（土地）の所有者または操業者に対する責任の区別が容易ではないこと、②責任当事者の範囲を拡大するため、法人格否認の法理をどの程度、緩和して適用することが可能であるのかという問題があるからである。

CERCLA に関する判例において、子会社の環境汚染行為に対し親会社に汚染浄化の責任を課している根拠基準を分類すれば、①現実的支配基準、②支配権限（支配能力）基準、③派生的責任（間接責任）基準⁽⁶⁾となる。以下において、これら基準を検討する。

2 「親会社の責任」根拠の分析

(1) 現実的支配基準

現実的支配（actual control）基準とは、法人格否認の法理を適用するのではなく、親会社が CERCLA が規定する潜在的責任当事者に該当するかを判断をして、子会社の環境汚染行為に対し、親会社に汚染の浄化除去に関する直接責任を課すものである。そこで、現実的支配基準を適用した事例を概観する。

第一に、Kayser-Roth 判決は、同社の子会社が纖維の製造過程で使用した洗浄剤トリクロロエチレンを工場敷地内に廃棄したため、付近住宅の井戸水を汚染した。そのため、連邦環境保護庁（EPA）が、CERCLA に基づき、子会社による環境汚染の浄化除去にかかった費用を、親会社である Kayser-Roth 社に求めた事例である。⁽⁷⁾

一番の連邦地裁は法人格の法理を適用して、親会社に費用負担責任を課した。それに対し、第一巡回区控訴裁判所は、子会社に対する親会社の支配の量を検討し、「親会社は子会社の操業に現実的かつ多大の影響を及ぼし、子会社の操業を支配していた。それ故、親会社 Kayser-Roth 社は子会社の施設の操業者に該当する」と認定した。すなわち、第一巡回

親子会社の責任論に関する一考察（1）

区控訴裁判所は、現実的支配基準に基づき、「本件において、親子会社間の分離独立性が否定できるかどうかにかかわらず、親会社 Kayser-Roth 社は操業者として、CERCLA に基づく直接責任を負う」と判示した。

第二に、Shiavone 判決は、汚染用地の現所有者が、子会社の汚染行為により被った浄化費用の補償を求めて、親会社に対し訴えを提起した事例である。本件において第二巡回区控訴裁判所は、第一巡回区控訴裁判所が示した現実的支配基準を引用したうえで、「所有者責任は、法人格が否認される状況において、親会社に責任が課せられる。他方、操業者責任は、問題となった施設に対する親会社の独立した行為および支配権を検討しなければならない」と説示した。そして、「当該施設に対し、被告会社の行使した支配が責任を課すに十分であるかどうかの問題は、事実審で解決すべきである」として、破棄差戻しを命じた。

第三に、IU International 判決は、有害物質で汚染された施設を購入した原告 Rockwell International 社が、汚染された当時、問題となった施設を所有していた Hills-McCanna 社の親会社 IU International 社を被告として、今後有害物質の除去および浄化作業に係る費用を支払う義務のあることを確認するために、訴えを提起した事例である。

本件において、Illinois 北部地区連邦地裁は、①親会社 IU International 社が子会社 Hills-McCanna 社の経営陣を選別していること、②親会社 IU International 社が子会社 Hills-McCanna 社の施設の操業に関する計画をたてていること、③親会社 IU International 社側が有害物質の処理に関する手続の変更を子会社 Hills-McCanna 社に指示していること、④親会社 IU International 社は子会社 Hills-McCanna 社が環境処理機器を購入する際に判断を下している、などの事実から、親会社 IU International 社は子会社 Hills-McCanna 社の施設の操業者であることを認定した。そして、連邦地裁は、親会社 IU International 社には CERCLA が規定する潜在的当事者として、汚染施設の浄化および有害物質の除去に係る責任があることを認めた。

第四に、Bestfoods 事件の第一審判決において、Michigan 西部地区連邦地裁は、「親会社は用地 (site) を所有していないとも、環境汚染に関し問題となった当該用地内の施設を操業していた場合、CERCLA 上の『操業者』として直接責任を負う」と説示した。すなわち、親会社は廃棄物が処理されていたときに、子会社の業務に参加し、かつ支配権行使することにより、子会社の運営に影響を及ぼしていた場合には、直接責任を負うとした。

同連邦地裁は、親会社による子会社の支配関係が認められる要素として、①子会社に対する親会社からの取締役の派遣、②子会社に対する親会社の経営、③子会社に対する親会社の日常的関与、④親会社と子会社との重複的な政策、⑤経営、廃棄物処理、財務および人事政策、を挙げている。

また、「法人格が否認される場合には、親会社は派生的責任（間接責任）を負う」と指摘する。その場合、①子会社が親会社の道具にすぎないこと、②親会社と子会社間の有限責任が特に、詐欺または不正行為をなすために利用されたこと、③当該詐欺または不正行為が原告に損害を被らせたこと、を認定要素としている。子会社が親会社の分身であり、両者の間に、同一の利害が存在する場合、法人格の分離独立性は否定されたとした。

Michigan 西部地区連邦地裁は、①親会社 CPC（後に Bestfoods 社と社名変更）は、子会社 Ott II の取締役を選抜し、Ott II の上級役員を CPC の役員で満たしていること、②CPC の別の役員は、Ott II の環境政策に中心的な役割を果たしていること、③CPC は子会社の意思決定および業務を相当に支配していることから、被告 CPC に対し、CERCLA に基づく直接責任を認めた。

それに対し、①親会社 Cordova/Cal. は、子会社 Cordova/Mich. の唯一の株主であること、②子会社 Cordova/Mich. が問題となった用地を所有していること、③両社の間に、環境汚染に係る利害の同一性が存在

親子会社の責任論に関する一考察（1）

することから、親会社 Cordova/Cal. と子会社 Cordova/Mich. 間の法人格の分離独立性を否定し、親会社 Cordova/Cal. に対し、派生的責任（間接責任）を認めた。

このように、Kayser-Roth 判決、Shiavone 判決、IU International 判決および Bestfoods 第一審判決において、第一巡回区控訴裁判所、第二巡回区控訴裁判所、Illinois 北部地区連邦地裁および Michigan 西部地区連邦地裁は、「子会社または子会社の問題となった施設の操業に対し、親会社が現実に支配をしている場合、親会社は『操業者』として、CERCLA に基づく直接責任を負う」という見解をとる。

(2) 支配権限（支配能力）基準

子会社の環境汚染行為に関し、親会社に CERCLA に基づく直接責任を課すため、「親会社の現実的支配」を基準とする第一巡回区控訴裁判所、第二巡回区控訴裁判所および第三巡回区控訴裁判所とは異なり、第四巡回区控訴裁判所は「支配権限（支配能力）基準」を示す。

支配権限基準によれば、「子会社の行為を支配できる権限を親会社が有している場合、当該支配権限（支配能力）をもって、CERCLA に基づき、親会社に直接責任を課すに十分である」とする。そして、責任を課すことの合理性を「親会社が施設の操業に活発な参加をしていたか」に求めている。⁽¹¹⁾

例えば、Nurad 判決において、⁽¹²⁾ 第四巡回区控訴裁判所は、「CERCLA は明文上、有毒廃棄物が施設内のタンクから漏洩した当時、当該施設を所有する当事者に責任を課している。そのためには、施設の所有者に対する現実的支配ではなく、支配する権限を有していたかどうかが、責任の有無を判断する適切な基準となる」と指摘した。

すなわち、第四巡回区控訴裁判所は、「親会社が子会社の行為を支配する権限を有していた場合、子会社の環境汚染行為に対し、CERCLA に基づき、親会社は直接責任を負う」という見解をとる。

前述の Carolina Transformer 判決においても、第四巡回区控訴裁判所は支配権限基準を採用している。しかし、本件は子会社の環境汚染行為に対する親会社の責任が問題となったのではなく、会社に多大の影響力を有する株主の CERCLA 上の直接責任が問題となった事例である。支配権限基準は解釈上、責任当事者の範囲を極めて拡大させることが可能であり、巡回区控訴裁判所レベルでは必ずしも多数の支持を得ていない。

(3) 派生的責任（間接責任）基準

派生的責任（間接責任）基準とは、親会社が CERCLA 上の潜在的責任当事者に該当するかを判断して直接責任を問うのではなく、州会社法上の「法人格否認の法理」を適用することにより、子会社による環境汚染行為について、親会社に派生的責任（間接責任）として課し、CERCLA に基づき汚染の浄化および有害物質の除去に係る費用を負担させるものである。

すなわち、親子会社間の法人格の分離および独立性を否定することにより、子会社の CERCLA 違反行為に対し、親会社に費用負担責任を求めるのである。そこで、派生的責任（間接責任）基準により、法人格否認の法理を適用して、親会社に派生的責任を課した事例を概観する。

第一に、前述した Kayser-Roth 事件の第一審判決において、Rhode Island 地区連邦地裁は、「子会社は誠実な独立体ではない」と判断し、法人格否認の法理を適用して、子会社が引き起こした環境汚染の浄化費用負担を親会社に命じた。⁽¹³⁾

Rhode Island 地区連邦地裁は法人格否認の法理を適用した理由として、①親会社は子会社の発行済株式の100%を有していること、②親会社は子会社の財務経理に全面的に関与し、5,000ドルを超える支出並びに子会社が所有する不動産の売買などについては、親会社の承認を必要としていたこと、③子会社と EPA との交渉は親会社を通じてなされている

親子会社の責任論に関する一考察（1）

こと、④子会社の経営陣の大半を親会社から派遣し、親会社が立案した政策を指示通りに実行させていたこと、を指摘している。すなわち、子会社は親会社の完全な所有者であり、その経営および日常業務の全般に支配を及ぼしていたと言える。

⁽¹⁴⁾ 第二に、Nicolet 判決は、親会社 T&N 社の子会社 Keasbey 社が所有する施設に有害物質を廃棄したため、EPA が有害物質の除去費用を親会社 T&N 社に求めた事例である。Pennsylvania 東部地区連邦地裁は、①子会社は CERCLA 上の潜在的責任当事者に該当すること、②親会社は子会社と財務的に一体であること、③親会社は子会社の経営および業務全般に支配を及ぼしていたことを理由に法人格否認の法理を適用し、親会社 T&N 社に対し、汚染除去に係る派生的責任を課した。

他方、子会社の環境汚染行為に対し、親会社に浄化責任を課す場合、裁判所は法人格否認の法理を判断基準とするが、親子会社間の法人格の分離独立性が認められるとして、親会社の派生的責任を否定した裁判例を概観する。

⁽¹⁵⁾ 第一に、Bestfoods 事件の控訴審判決において、第六巡回区控訴裁判所は、Michigan 西部地区連邦地裁が示した「新・妥協点」を否定するとともに、①親会社が子会社に代わり、環境汚染に関し、問題となった子会社の施設を操業していた場合、または、②親会社が子会社と合弁事業の形態で、子会社とともに、当該施設を操業していた場合、親会社は子会社の環境汚染行為に対する責任を負うと限定をした。

そして、「親会社の責任は、親会社が子会社に行使した支配の程度並びに子会社の施設との関わりの範囲、方法および形態に基づき決定される」と説示した。第六巡回区控訴裁判所は、「CERCLA に基づく親会社の直接責任を認めるができる場合できえ、会社法上の伝統的な概念には厳格に基づかなければならぬ」と述べ、親子会社間の分離独立性を否定できるかを重視した。

すなわち、第六巡回区控訴裁判所は、「親会社に子会社の CERCLA 違

反行為を原因とする浄化責任を命じるには、親会社と子会社間の分離独立した法人格が否認される、会社形態を濫用していることが必要である」と指摘し、「親会社は、法人格が否認される場合にのみ、子会社の業務（affairs）を支配したことに対する『派生的責任』を負う」という見解をとる。

しかし、第六巡回区控訴裁判所は、Bestfoods 判決において、「親会社 CPC は子会社の行為に活発な役割を果たしたが、CPC が子会社に行使した支配権の程度は、親子会社間の独立分離した法人格をなくすようなものではない。……一審原告 EPA は、子会社という会社の形態が、詐欺または不正行為を実行するために利用されたことを立証していない」として、一審原告の主張を排斥した。⁽¹⁶⁾

第二に、Joslyn 判決は、汚染用地の現所有者が、前所有者の親会社に対し、浄化費用の負担を求めた事例である。第五巡回区控訴裁判所は、「CERCLA は、汚染浄化および有害物質の除去に係る費用の負担に関し、親会社の責任を明文化していない。このことは、『親子会社間の分離独立した法人格が否認されなければ、裁判所は子会社の CERCLA 違反行為に対し、親会社に浄化責任を課す権限がない』ことを意味する」と説示した。

しかし、第五巡回区控訴裁判所は、「子会社は独自の会計帳簿を作成保存し、株主総会および取締役会だけでなく、子会社の日常業務が親会社とは独立した状況にあったことから、親子会社間には分離独立した法人格が認められる」と指摘し、親会社に派生的責任を課さなかった。

このように、Bestfoods 控訴審判決および Joslyn 判決において、第五巡回区控訴裁判所および第六巡回区控訴裁判所は、法人格が否認される明確な証拠がなければ、親会社に派生的責任を課すことに否定的である。

しかし、Bestfoods 事件の控訴審判決に対しては、様々な批判がある。例えば、当該判決は、高度の支払能力を有する潜在的な責任を考えられる会社に対し、CERCLA に基づく環境汚染行為に対する責任を除去し

親子会社の責任論に関する一考察（1）

ている。また、親会社が、CERCLA に基づき、操業者としての地位による直接責任の可能性をなくし、環境改善の目的を挫くものである。⁽¹⁷⁾

3 Bestfoods 事件の連邦最高裁判決の検討

(1) 連邦最高裁判決の特色

CERCLA に基づく環境汚染の除去および浄化責任が、施設の「所有者」に課すだけのものであるならば、法人格否認の法理を拡大して適用する必要はない。しかし、CERCLA 107 条 a 項 2 号は、施設の所有者と選一的に「操業者」の文言を明文化している。これは、従来の会社責任の概念を超えて、子会社の違法行為に対する親会社の責任を拡大する意図があった。⁽¹⁸⁾

Bestfoods 事件の最高裁判決において、連邦最高裁判所は、直接責任と派生的責任との関係を分析したうえで、親会社の責任を求めている。第一に、「子会社の施設の操業に活発に参加し、かつ当該操業に支配権を行使した親会社は、CERCLA に基づく直接責任を負う」と述べる。すなわち、当該状況下の親会社を、CERCLA が規定する責任当事者と認定し、直接責任を課している。

CERCLA の適用範囲は施設の所有者だけの問題ではなく、操業者においても問題となる。連邦最高裁判所は、親会社の直接責任の有無に関し、「施設の操業者として、親会社自身が行使権限を有しているのであれば、環境汚染に対する直接責任を負う」と判示する。

第二に、「親子会社間の分離独立した法人格が否認される場合には、親会社は汚染原因となった子会社の施設を操業したことにおいて、子会社の環境汚染行為に対し派生的責任を負う」と述べる。

連邦最高裁判所は、「原則として、子会社の施設の操業に活発な参加をし、子会社の施設の操業に支配権を行使しただけでは、親会社は子会社が所有する汚染施設の『所有者または操業者』として直接責任を負わない。その例外は、法人格が否認される場合だけである。……『違反行為

と人事・経営との関係』から親会社に派生的責任が生じ、親会社が違法行為に直接の参加者である場合とは区別される」と説示した。

連邦最高裁判所はまた、親会社の直接責任の認定について、下級審判決を批判している。第一に、連邦地裁は、「子会社の業務全般および意思決定に関する親会社の支配に基づき、親会社に直接責任を負わせるべきである」という見解にたつ。

連邦地裁は親会社に直接責任が生じるためには、子会社を支配していることが必要であると述べる。そして、支配の有無を判断するためには、①子会社へ親会社から多数の取締役の派遣、②親会社による子会社の経営、③子会社に対する親会社の日常的関与、④親会社と子会社との重複的な政策、⑤経営、廃棄物処理、財務および人事政策という要素が問題となる。

他方、法人格否認の法理に基づく親会社の派生的責任に関し、連邦地裁は、①子会社が親会社の道具にすぎないこと、②親会社と子会社間の有限責任が特に詐欺または不正行為をなすために利用されたこと、③当該詐欺または不正行為が他者に損害を被らせたこと、すなわち、「子会社が『親会社の分身』であると主張できるほど同一の利害を有しているならば、子会社の独立性は否定される」と指摘する。

本件では、①子会社 Cordova/Mich. は問題となった用地を所有していたこと、②親会社 Cordova/Cal. は、子会社 Cordova/Mich. の唯一の株主であること、③親子会社の間に利害の同一性が存在していることから、連邦地裁は両者の分離独立した法人格を否定している。

それに対し、連邦最高裁判所は、親会社が「子会社の操業」ではなく、「問題となった施設の操業」に直接的な参加をしたかどうかに焦点を当てるべきであると指摘する。それ故、親会社が子会社全体の操業に関与していないとも、問題となった汚染施設の操業に直接的関与をしているならば、親会社に CERCLA 上の浄化責任が課されることになる。

第二に、第六巡回区控訴裁判所は、「親会社が子会社に代わり施設を操

親子会社の責任論に関する一考察（1）

業する場合、または、親会社が合弁事業の形態で子会社とともに施設を操業する場合には、「親会社に直接責任を負わせるべきである」という見解にたつ。それに対し、連邦最高裁判所は、「親会社による操業の例を、独占的または合弁事業に限定するのではなく、子会社の施設に対する、親会社の行為に関する程度および内容を調査することが求められる」と批判する。

（2）連邦最高裁判決の意義

しかし、Bestfoods 事件の連邦最高裁判決に対しては、①親会社が支配権を行使していると認定されれば、親子会社間の法人格の分離独立性が否認され、親会社に責任が課されるべきではないのか、②子会社が問題となった施設を操業するが、所有はしていない事例においては、法人格否認の法理を適用すべきである、という批判もある。⁽²⁰⁾

連邦最高裁判所は、CERCLA 上の浄化責任を親会社に課す根拠として、法人格否認の法理の適用を支持している。本件において、連邦最高裁判所は問題となった施設において、環境対策の意思決定に対する親会社の関わりに焦点を置いている。「子会社の施設を操業すること」を、「親会社が子会社の環境対策の意思を決定したこと」にまで拡大している。

当該操業の概念により、子会社が所有する施設を親会社が操業したことに対し、親会社は責任を負うとする。しかし、施設に係る親会社の操業を「環境対策の意思決定」でもって足りるのか疑問が残る。また、親会社による子会社施設の直接的な操業とは何かを決定することは、必ずしも容易ではない。⁽²¹⁾

さらに、連邦最高裁判所は、CERCLA 107 条 a 項 2 号が規定する「操業者」の概念を、「業務を監督または操業すること」にまで拡大した。すなわち、操業者とは、「施設の作業を指示し、施設を管理し、施設の業務を指導する者」と述べている。

操業者を環境汚染との関係において、CERCLA の目的から定義づけ

るならば、連邦最高裁判所は、操業者に該当するか否かについて、「有害な廃棄物の漏出若しくは処理、または環境法規の遵守に関する意思決定に特に関係して、施設の操業を管理、指示または指導している者でなければならない」という判断基準を示した。

Bestfoods 事件では、親会社 CPC（後に、Bestfoods 社に社名変更）の経営者は、子会社 Ott II の様々な環境政策に深く関わり、EPA の調査における Ott II の対応に関し指示を出している。それ故、連邦最高裁判所は、「親会社 CPC は自社の取締役および役員の行為を通じて、子会社 Ott II の施設を操業したと考えられる」と判断し、控訴審判決を破棄差戻しとしている。

連邦裁判所は、環境汚染の浄化および有害物質の除去のため、CERCLA が規定する潜在的当事者の範囲の拡大または法人格否認の法理を緩やかに適用することにより、子会社の環境汚染に係る親会社または大株主の責任を重視している傾向にある。

そこで、子会社の環境汚染行為と親会社に責任が課される基準を要約すれば以下のようになる。第一に、現実的支配基準を採用し、子会社の環境汚染行為に対し、親会社に汚染の浄化除去に関する直接責任を課している判例では、①親会社が子会社の経営陣を選別または派遣していること、②親会社が子会社の施設の操業計画を立案していること、③親会社が子会社の有害物質の処理策に関与または指示を出していること、④親会社が子会社の経営、財務、人事および廃棄物処理政策に日常的に関与し、指示を出していることを理由として、「親会社が子会社の操業に現実的かつ多大の影響を及ぼし、子会社の操業を支配している」と認定している。そして、当該親会社を CERCLA 上の『操業者』に該当するとして、直接責任を課している。

第二に、支配権限（支配能力）基準を採用し、子会社の行為を支配できる権限の有無により、親会社に CERCLA 上の直接責任を課している判例を概観すれば、問題となった汚染施設の所有者である子会社に対し

親子会社の責任論に関する一考察（1）

現実に支配権を行使していないとも、その経営および操業などに支配する権限を有しているならば、子会社の環境汚染行為に対する浄化費用の負担を、親会社に命じている。しかし、支配権限基準は浄化責任当事者の範囲を極めて拡大させることが可能であり、必ずしも多数の支持を得ていない。

第三に、派生的責任（間接責任）基準を採用し、親会社が CERCLA 上の潜在的当事者であるかを判断するのではなく、親子会社間の法人格の分離独立性を否認して、子会社による環境汚染の浄化費用負担を親会社に命じている判例を概観すれば、①親会社が子会社の唯一の株主または発行済株式の極めて高い割合を有していること、②親会社は子会社の財務会計に全面的に関与し、一定額以上の支出および契約については親会社の承認を必要としたこと、③環境子会社と EPA との交渉は親会社を通じてなされていること、④親会社と子会社の経営陣の兼務または大半を親会社から派遣し、親会社が立案した政策を指示通りに実行させていたこと、⑤親会社は子会社の経営および廃棄物処理を含む日常業務の全般に支配を及ぼしていたことを理由として、親会社に派生的責任（間接責任）を課している。

親会社を CERCLA 上の潜在的当事者として汚染の浄化除去に関する直接責任を課す基準と法人格否認の法理に基づき親会社に派生的責任（間接責任）を課す基準とを比較すれば、前者のほうが、有害物質の処理策に関与または指示をしているなど、子会社の環境汚染行為に親会社がより具体的に係わっていることが重視されているといえる。

Bestfoods 判決において、連邦最高裁判所は、CERCLA の浄化責任を親会社に課す根拠として法人格否認の法理の適用を支持したうえで、その基準を「子会社の問題となった施設の運営および有害廃棄物処理などの環境対策の意思決定に対する親会社の関わり」に焦点を置いている。すなわち、親会社が子会社の環境対策の意思を決定したことをもって、子会社が所有する施設を親会社が操業したことと認定し、親会社は責任

を負うとする。

Bestfoods 事件の第一審判決において、Michigan 西部地区連邦地裁は、法人格否認の法理の適用基準として、①子会社が親会社の道具にすぎず、両者の間に同一の利害が存在すること、②親会社と子会社間の有限責任が不公正な行為をなすために利用されたこと、③当該不公正な行為が他者に損害を被らせたこと、という判断要素を指摘している。これは、米国における「法人格否認の法理」の従来の適用基準に近いものといえる。

それに対し、Bestfoods 判決の連邦最高裁判所が示した適用基準は従来の基準を極めて緩和し、新たな指針を示したものと言える。Bestfoods 事件では、①親会社が子会社の取締役を選び、子会社の上級役員を親会社の役員で満たしていること、②親会社の役員は、子会社の環境政策に中心的な役割を果たしたこと、③親会社は子会社の意思決定および業務を相当に支配していた、という前提事実がある。

すなわち、単に親会社が子会社に対する支配権を行使していたことだけでなく、支配権行使の具体的な内容および程度が重視されている。そして、親会社は子会社の施設の操業および廃棄物処理に係る意思決定過程において、経済的効率性の観点から、環境汚染を引き起こす危険性を知りながら、それに対する予防的処置を施す政策を取らなかったことが問題となるであろう。

Bestfoods 判決の連邦最高裁判所が示した適用基準は、CERCLA の立法経緯において議会の意図を重視した判断を示しているといえる。連邦最高裁判所の下した Bestfoods 判決の影響により、親会社は今後、子会社が所有する施設の操業および廃棄物処理に不適切な意思決定をすれば、CERCLA による責任を免れることはできないであろう。

- (1) Aronovsky & Fuller, *Liability of Parent Corporations for Hazardous Substance Releases Under CERCLA*, 24 U.S.F.L.Rev. 421 (1990).
- (2) United States v. Carolina Transformer Co., 978 F. 2d 832 (4th Cir.

親子会社の責任論に関する一考察(1)

- 1992).
- (3) United States v. McGraw Edison Co., 718 F. Supp. 154 (1989).
- (4) BERGKAMP, LIABILITY AND ENVIRONMENT: PRIVATE AND PUBLIC LAW ASPECTS OF CIVIL LIABILITY FOR ENVIRONMENTAL HARM IN AN INTERNATIONAL CONTEXT (Kluwer Law International, 2001), at 10-15.
- (5) Prebble, *Corporate Law Confines To Parent Liability Under CERCLA: United States v. Bestfoods*, 118 S.Ct. 1876 (1998), 67 U.Cin.L. Rev. 1357 (1999).
- (6) *Id.*, at 1367-1372.
- (7) United States v. Kayser-Roth Corp., 910 F.2d 24 (1st Cir. 1990).
- (8) Shiavone v. Pearce, 79 F.3d 248 (2d Cir. 1996).
- (9) Rockwell International Corp. v. IU International Corp., 702 F. Supp. 1384 (1988).
- (10) United States v. BestFoods, 777 F. Supp. 549 (1991).
- (11) McKane, *Operator Liability for Parent Corporations Under CERCLA*, 91 NW.U.L.Rev. 1642, 1661 (1997).
- (12) Nurad v. William E. Hppoer & Sons, 966 F.2d 837 (4th Cir. 1992).
- (13) United States v. Kayser-Roth Corp., 724 F. Supp. 15 (1989).
- (14) United States v. Nicolet, Inc., 712 F. Supp. 1193 (1989).
- (15) United States v. BestFoods, 113 F.3d 572 (6th Cir. 1997); United States v. Cordova Chemical Co., 113 F.3d 572 (6th Cir. 1997).
- (16) Joslyn Manufacturing Corp. v. T. L. James & Co., 893 F.2d 80 (5th Cir. 1990).
- (17) Guzzano, *United States v. Bestfoods: Decree on Parent Corporation Liability for Illegal Discharges Made by Subsidiaries Under the Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act*, 23 Nova L.Rev. 927, 950 (1999).
- (18) Chapman, *Patent Corporation Liability Under CERCLA*, 14 J. Land Use & Envtl.L. 307, 333 (1999).
- (19) United States v. BestFoods, 118 S.Ct. 1876 (1998).
- (20) Chapman, *supra* note 18, at 335.
- (21) Prebble, *supra* note 5, at 1378.